

MEDIA RELEASE • COMMUNIQUE AUX MEDIAS • MEDIENMITTEILUNG

2018年11月19日

報道関係各位

ノバルティス ファーマ株式会社

11月19日の東京高等裁判所における判決について

ノバルティス ファーマ株式会社（代表取締役社長：綱場 一成）は、降圧薬ディオバンを用いた医師主導臨床研究 KYOTO HEART Study (KHS) のサブ論文に関連して、元社員が旧薬事法66条違反で起訴されたことに基づき、同法の両罰規定により、罰金刑が求刑されて、2017年3月16日に第一審の東京地方裁判所にて無罪判決が言い渡されました。本日、控訴審である東京高等裁判所においても、第一審に引き続き無罪の判決が言い渡されました。

再び無罪判決という結果となりましたが、弊社は、この問題の本質は、法的な問題にとどまらず、医師主導臨床研究において弊社が適切な対応を取らなかったことにあると考えており、社会的・道義的な責任を感じております。

日本の患者の皆様およびご家族の皆様、医療関係者の皆様、研究者の皆様ならびに社会全体にご迷惑をおかけし、また、日本の医学・医療の信頼を大きく失わせてしまったことに対して深く反省し、改めてお詫びいたします。

弊社は、これまでも再発防止策として医師主導臨床研究の支援方法を全面的に改めるなど多くの社内改革に取り組んでまいりましたが、今後も社会的責任を果たしていくべく企業風土・文化の改善を継続して行ってまいります。

ノバルティス ファーマ株式会社について

ノバルティス ファーマ株式会社は、スイス・バーゼル市に本拠を置くヘルスケアにおける世界的リーダー、ノバルティスの医薬品部門の日本法人です。

<https://www.novartis.co.jp>

以上